

所得控除

(令和2年度以前の住民税)

●所得控除とは

個人の実情にあった税金を負担していただくために、所得金額から差し引くものです。

(1) 人的控除

人的控除に該当するかどうかは、前年12月31日の現状によって判定されます。ただし、その判定の対象となる人が前年中にすでに死亡している場合には、その死亡時の現状によって判定されます。

控除	条件	控除額
基礎控除	すべての納税者に認められている控除	33万円
配偶者控除	納税者の合計所得金額が1000万円以下で、納税者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く）の、合計所得金額が38万円以下の場合。配偶者の年齢70歳未満。	限度額 33万円
老人配偶者控除	配偶者控除に該当する配偶者の年齢が70歳以上の場合。	限度額 38万円
配偶者特別控除	納税者の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にしている配偶者がいる場合。控除額は配偶者の所得に応じて、1万円から最高33万円まで受けることができます。	限度額 33万円
一般の扶養控除	納税者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人および白色事業専従者を除く）で合計所得金額が38万円以下の方がいる場合。（親族の範囲は6親等内の血族および3親等内の姻族）	33万円
特定扶養控除	扶養控除に該当する親族の年齢が19歳以上23歳未満の場合	45万円
老人扶養控除	扶養控除に該当する親族の年齢が70歳以上の場合	38万円
同居老親等扶養控除	老人扶養控除に該当する親族のうち、納税者またはその配偶者の直系尊属（父母や祖父母など）で納税者またはその配偶者のいずれかとの同居をしている場合。	45万円
勤労学生控除	納税者本人が児童、生徒、学生または訓練生であり、合計所得金額65万円以下で、そのうち給与所得等以外の自己の勤労によらない所得金額が10万円以下である場合。	26万円
障害者控除	納税者や、配偶者その他の親族（扶養親族や配偶者控除を受ける配偶者に限る）に障害のある場合	26万円

特別障害者控除	障害者控除に該当する場合のうち、障害の程度が身体障害者手帳1級または2級の方や療育手帳AまたはAの場合。また精神障害者手帳1級の場合。その年の12月31日の現況で引き続き6カ月以上にわたり身体の障害により寝たきりで、複雑な介護を必要とする者等。	30万円
同居特別障害者	納税者の配偶者その他の親族（扶養親族や配偶者控除を受ける配偶者に限る）が特別障害者でかつ、納税者またはその配偶者、納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居をしている場合、特別障害者控除（30万円）に同居特別障害者の加算（+23万円）をして、53万円の控除額となる。	53万円
寡婦控除	次の条件のどちらかに該当する場合。 ●夫と死別・離婚してから結婚をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、扶養親族またはその人と生計を一にする子（*）がいる場合 ●夫と死別してから結婚をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下の場合。この場合は、扶養親族がいることは要件となっていません。	26万円
特別寡婦控除	寡婦控除に該当する方のうち、合計所得金額が500万円以下で、かつ扶養親族である子がいる場合。	30万円
寡夫控除	納税者が、妻と死別・離婚してから結婚をしていない方。または妻の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下かつ生計を一にする子（*）がいる場合	26万円

（*）生計を一にする子とは、総所得金額等が38万円以下で、他の人の配偶者控除・扶養控除の対象になっていない子のことです。

参考

●扶養親族とは

納税者の配偶者以外の親族でその納税者と生計を一にする者のうち、合計所得金額が38万円以下の者をいいます。

- ①配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）
- ②児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子
- ③老人福祉法の規定により養護を委託された老人

* 16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に係る扶養控除の廃止

平成24年度から年齢16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に対する扶養控除が廃止されました。これに伴い、年少扶養親族は扶養控除の対象にはなりません。所得割・均等割の非課税判定においてはこれまでどおり算定の対象となります。

また、16歳未満の扶養親族についての障害者控除・特別障害者控除・同居特別障害者加算はこれまでどおり適用されます。

● 配偶者控除・配偶者特別控除

・ 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額については以下のとおりとなります。

単位：円

納税者本人の所得額		900万円以下	900万円超	950万円超
			950万円以下	1,000万円以下
配偶者控除	控除種類	控除額		
	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円

納税者本人の所得額		900万円以下	900万円超	950万円超
			950万円以下	1,000万円以下
配偶者特別控除	配偶者の所得金額	控除額		
	38万円超 85万円以下	33万円	22万円	11万円
	85万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

(注) 下記に該当する場合は、配偶者特別控除を受けることができません。また夫婦間で互いに配偶者特別控除を受けることはできません。

- ① 配偶者控除・配偶者特別控除を受けようとする納税義務者の前年の合計所得金額が1000万円を超える場合
- ② 配偶者が他の納税義務者の扶養親族とされている場合
- ③ 配偶者が青色事業専従者に該当し、青色事業専従者給与の支払を受ける場合または、白色事業専従者に該当する場合

(2) 物的控除

前年中の実際の支出額に応じて控除額が決まります。

①社会保険料控除

健康保険料、国民健康保険料、国民年金保険料、国民年金基金掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの社会保険料は支払った額が控除されます。

(納税者が、本人や生計を一にする配偶者その他の親族の負担分を支払った場合。ただし、年金から天引きされた後期高齢者医療保険料等は本人からのみ控除されます。)

②小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等掛金とは、小規模企業共済契約掛金、確定拠出年金加入者掛金(個人型・企業型)、心身障害者扶養共済掛金をいいます。

小規模企業共済等掛金の支払った額が控除されます。

③生命保険料控除

(ア) 控除のしくみ

一般生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料を支払った額に応じて控除されます。

(納税者が、受取人の全てを本人や配偶者その他の親族とするものを支払った場合)

(イ) 控除の区分

基本契約・特約それぞれの補償内容に応じて、各種の生命保険料控除に分類されます。

区分	内容
一般生命保険料	生存または死亡に起因して保険金が支払われるものにかかる保険料
介護医療保険料	入院等にもなう給付部分にかかる保険料
個人年金保険料	個人年金保険契約にかかる保険料
生命保険料控除 対象外	身体の障害のみに起因して保険金等が支払われものにかかる保険料

*実際の控除区分は、契約の内容や保険会社により異なります。保険会社発行の証明書の内容をご確認ください。

(ウ) 控除額の計算方法

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料では、生命保険料控除の取り扱いが異なります。

①新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)に基づく控除額

新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除額は、それぞれ次の表に当てはめて計算した金額です。

保険料支払額	控除額
12,000円以下	全額
12,001円～32,000円	支払金額×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	支払金額×1/4+14,000円
56,001円以上	28,000円

*各区分の控除がある場合の合計控除限度額は70,000円です。

②旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に基づく控除額

旧生命保険料、旧個人年金保険料の控除額は、それぞれ次の表に当てはめて計算した金額です。

保険料支払額	控除額
15,000円以下	全額
15,001円～40,000円	支払金額×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	支払金額×1/4+17,500円
70,001円以上	35,000円

*各区分の控除がある場合の合計控除限度額は70,000円です。

③新契約と旧契約の両方に加入している場合の控除額

新（旧）生命保険料または新（旧）個人年金保険料は、生命保険料または個人年金保険料の別に次のいずれか有利な方を選択して控除額を計算します。

適用する生命保険料控除	控除額
新契約のみ生命保険料控除を適用	①に基づき算定した控除額（限度額2万8千円）
旧契約のみ生命保険料控除適用	②に基づき算定した控除額（限度額3万5千円）
新契約と旧契約両方について生命保険料控除を適用	①に基づき算定した新契約の控除額と②に基づき算定した旧契約の控除額の合計額（限度額2万8千円）

④地震保険料控除

従来の損害保険料控除を改組し、地震保険料控除が創設（平成20年度から適用）されました。

ただし、経過措置として、平成18年12月31日までに締結し、その後変更していない長期損害保険契約（保険期間が10年以上で満期返戻金等があるもの）の保険料等は、控除の適用を受けられます。（納税者が、本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するものなどを保険の目的として支払った場合）

	保険料支払額	控除額
地震保険料	50,000円以下	支払額×1/2
	50,001円以上	25,000円
(旧)長期損害保険料	5,000円以下	全額
	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円
	15,001円以上	10,000円

⑤雑損控除

災害、盗難、横領などによって、住宅や家財に損害を受けた場合に受けられる控除です。
(納税者本人や総所得金額等が38万円以下の生計を一にする配偶者その他の親族が損害を受けた場合)
雑損控除額は、次のいずれか多い金額になります。

- (ア) (差引損失額) - (総所得金額等) × 10%
 - (イ) (差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5万円
- * 差し引損失額 = 損失額 - 保険金等で補てんされる金額

⑥医療費控除

入院・出産・治療等で医療費を支払った場合に受けられる控除です。(上限200万円)
(納税者が、本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った場合)

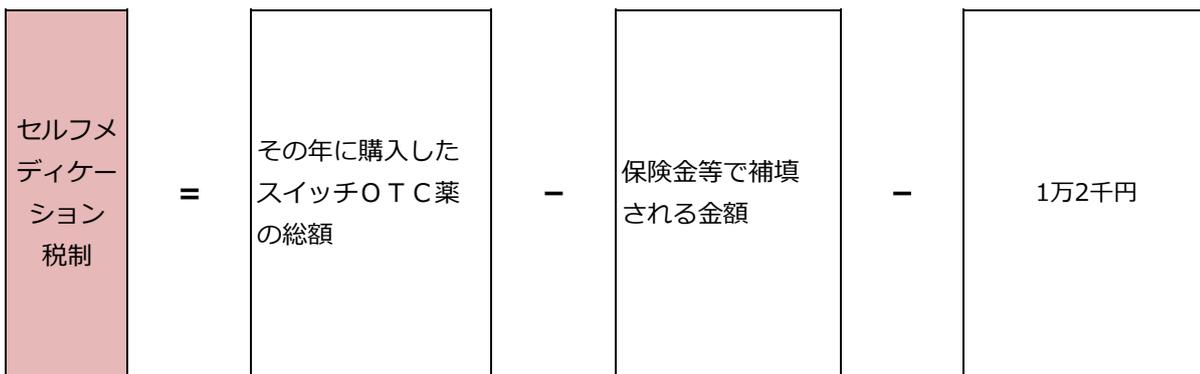


- * 保険金で補てんされる金額とは、次のものなどをいいます。
- (ア) 損害保険や保険契約からおりる傷害費用保険金・医療保険金・入院給付金等
 - (イ) 健康保険から戻る高額療養費や出産したときにもらえる出産育児一時金等
 - (ウ) 介護保険から給付される高額介護サービス費

⑦セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として次の1. から5. に該当する一定の取組を行っている本人や本人と生計を一にする親族が、「スイッチOTC医薬品」を購入した場合に受けられる控除です。(上限8万8千円)

1. 特定健康診査 (いわゆるメタボ健診)
2. 予防接種
3. 定期健康診断 (事業主健診)
4. 健康診査 (いわゆる人間ドック等で、医療保険者が行うもの)
5. がん検診



- * 保険金で補てんされる金額とは、次のものなどをいいます。
- (ア) 損害保険や保険契約からおりる傷害費用保険金・医療保険金・入院給付金等
 - (イ) 健康保険から戻る高額療養費や出産したときにもらえる出産育児一時金等
 - (ウ) 介護保険から給付される高額介護サービス費
- (注意)

この特例を受ける場合には、従来の⑥医療費控除を受けることができません。どちらか一方のみ、控除の適用を受けることができます。セルフメディケーション税制の適用期間は、平成29年1月1日から令和3年12月31日までの5年間です。(平成30年度住民税から適用)